

1 ねらい

いじめ根絶に向け、全教職員が共通理解・共通実践するとともに、学校や家庭、地域、関係機関が一層の連携を深めながら具体的かつ実効ある対応ができるようにすることを期し、いじめ防止に関する基本理念や基本方針、さらにはそれらを踏まえた具体的な対応策を示す。

2 基本理念

- (1) いじめがすべての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、その未然防止を図るとともに、いじめまたはその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての児童に認識させるとともに、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、児童の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめ防止対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、県・市・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に取り組む。

3 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条で定められているとおり、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。また、「いじめ」にあたるか否かの判断にあたっては、以下の4点を踏まえることが大切である。

- (1) いじめられた児童の立場に立つこと。
- (2) いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めること。
- (3) 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。
- (4) インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。

4 いじめの理解

- (1) どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。
- (2) 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- (3) 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり、多くのものから集中的に行われたりすることで、生命または、身体に重大な危険を生じさせる。
- (4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（たとえば無秩序性や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり、おもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを今日しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。
- (5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきとして認められ、警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

5 いじめ防止に関する基本的な考え方

- (1) 学校は教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことについての理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う

- とともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、すべての児童生徒が自己有用感や充実感を感じ、安心して学べる教育環境作りに努める。
- (2) いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。
- このため、いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。
- (3) いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制づくりに努める。
- (4) いじめがあることが確認された場合、ただちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情聴取をした上で適切に指導する等組織的な対応を行うとともに、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を図り、組織的な対応を行う。
- (5) 教職員は日頃から、いじめを防止するための学級作りや相談体制等について研修を深めるとともに、いじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深める。

6 いじめ防止等に関する取組

(1) 教育活動における心の教育の充実

- ① 各教科・総合的な学習の時間の指導において
- ア 努力した点を認め合い、励まし合う心を育てる
 - イ 個に応じたきめ細やかな指導を行い、学習意欲を高める。
 - ・ 「分かる」「できる」「楽しい」授業の創造
 - ・ 補充的な学習や発展的な学習など個に応じた指導の工夫
 - ウ 豊かな人間性・社会性を育む体験活動を充実する。
 - ・ 自然体験，社会体験，地域に学ぶ学習，異年齢集団・地域の方々との交流体験
- ② 「特別の教科道徳」の指導において
- ア 実践活動を通して、日常生活における基本的行動様式を身に付け、節度ある行動がとれるようにする。
 - イ 周囲の友達や資料中の人間の生き方や考え方に共感できるようにする。
 - ウ 教師も共感的態度で節し、価値追究ができるようにする。
 - エ 考えたことや感じたことを率直に話し合える雰囲気をつくり、相互に理解を深めさせる。
 - オ 集団生活の中で共感意識を育て、集団のために奉仕しようとする態度を育てる。
- ③ 特別活動の指導において
- ア 教師と子どもの人間的なふれあいの中で、励ます・援助する・称賛することを重視する。
 - イ 児童の意欲と自主性を引き出し、自己決定・自己抑制・自己指導ができるように導く。
 - ウ 自発性・自主性・問題解決力・想像力などを育てる。
- ④ 外国語活動の指導において
- ア 日本及び外国の文化や生活を学ぶ中で、人間の多様性に気づき、それを尊重する意識や態度を養う。
 - イ 人種や言語，宗教，肌の色，生活実態等の違いを乗り越える人権意識・感覚を育む。

(2) 児童理解と観察

- 朝の会や帰りの会において、いつもと様子が違ったり、ふさぎ込んだりしている児童がいないかなどに気を付けて観察する。
- 児童の表情・態度に気になる点がある場合、必要に応じて個別によく話を聞き、教育相談を実施する。
- 休み時間や放課後に一人でいたり、グループでの活動をいやがったりする児童がいないかなど、孤立しがちな児童をよく観察する。
- 児童理解のための観察や、課題解決に向けた教育相談の実施に当たっては、学校配置のスクールカウンセラーやハートサポート相談員を積極的に活用する。

(3) 学校生活に関する（いじめや友人関係など）アンケートと個人面談の実施

- 学校生活アンケートを5月，10月，1月の年3回実施し，児童の思いや悩みを把握するとともに，いじめの早期発見・早期対応に努める。
- 児童との定期教育相談は，教育計画「教育相談計画」に基づき，2学期後半に実施する。その他，気になる児童がいる場合は，その都度，担任等により適宜実施する。

(4)全職員での情報交換

- 毎月の職員会議において、情報交換を行う。また、年3回開催する「校内生徒指導協議会」において情報交換や事例研究を行う。

7 重大事態への対処（別添「いじめを認知したときの対応フロー図」参照）

<p><重大事態とは></p> <ul style="list-style-type: none">○ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。<ul style="list-style-type: none">・児童が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品、財産等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合○ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。○ 重大事態が発生した場合は、福島市教育委員会へ迅速に報告する。

(1)いじめ発見時の対応

- いじめの訴えを受けた、いじめの事案を耳にした、または、いじめを発見した職員は、速やかに生徒指導主事及び管理職に報告する。
- 生徒指導主事は、「いじめ対策委員会」所属職員に連絡するとともに、校長または副校長から今後の対応について指示を受ける。

(2)「いじめ対策委員会」の開催と協議

- いじめ対策協議会を開催し、次のことについて確認、協議する。
 - ① いじめの訴え発見の内容の確認と整理
 - ② 今後の組織的対応のための具体的な手立て
 - ③ 役割や分担

(3)実態把握・解消に向けた対応

- いじめ対策委員会の協議結果を受け、校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事を中心に、各担当分掌に基づき、組織的に対応する。

(4)保護者及び関係機関との連携

- 市教育委員会との連絡・相談を密にするとともに、細やかな配慮のもと当該児童及び保護者への対応を遺漏なく進める。
- 必要に応じ、保護者会等を開催し、状況や今後の対応について周知する。

(5)事後の支援

- 被害児童についても加害児童についても、指導以降の様子や人間関係の状態を継続して観察し、いじめが解消し望ましい環境が維持されているか確認する。

8 早期発見に向けて

いじめは、大人(職員 保護者 地域住民等)の目の届きにくいところで発生していることがあり、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

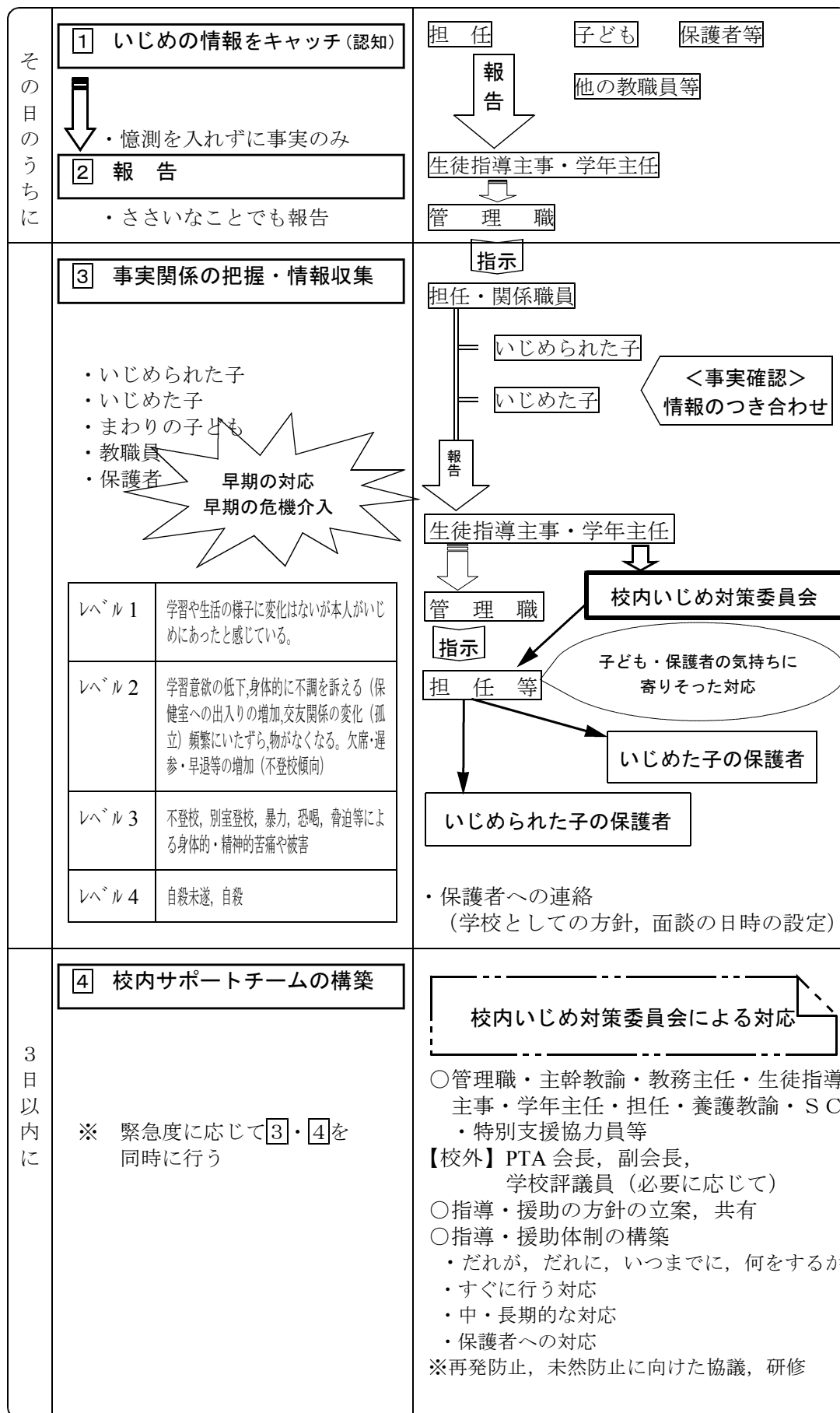
- (1)子どもの声に耳を傾ける。(教育相談 アンケート調査 生活ノート・日記 等)
- (2)子どもの様子を把握する。(日常の観察 生徒指導協議会 Q-Uテスト 等)
- (3)保護者と情報を共有する。(連絡帳 電話連絡 家庭訪問 PTA会議 等)
- (4)地域と日常的に連携する。(地域行事への参加 関係機関との情報共有 等)

9 未然防止に向けて

学校は人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1)子どもたちがいじめ問題を自分のこととして考え、いじめを許さない集団づくりに努める。
- (2)道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3)学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等の活用を図る。
- (4)教職員の言動で、いじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (5)常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検し、改善充実を図る。
- (6)校内研修の充実、いじめの相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を図る。
- (7)地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

10 いじめを認知したときの対応マニュアル



11 いじめ防止対策記録保管規定

いじめに関する記録文書等の保存期間について（通知）（30教学第1148号）を受け、本校においてもいじめに関する記録文書等の保存期限を下記の通り定める。

○保存文書及び保存期間

	保存文書等	保存期間
1	<ul style="list-style-type: none"> ・定期調査の記録 ①アンケートの回答原本（1次資料） ②個人面談の記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年間 ※ただし、個別のいじめ事案に関するものは5年間
2	<ul style="list-style-type: none"> ①定期のアンケートや個人面談の結果の記録（2次資料） ②学校いじめ対策組織等の議事録 ③「いじめに関する報告書」（市教委に提出した定型様式） ④いじめの通報・相談内容の記録 (児童, 保護者, 地域住民等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・5年間（次年度から）
3	<ul style="list-style-type: none"> ①個別のいじめ事案の調査に係る資料（記録の保存が必要であると校長が判断した事案） ※「学校いじめ防止基本方針」に記載されている調査や事前・事後の対応に関する記録等を収集する。 例：時系列での記録、定期及び臨時アンケートの回答原本（1次資料）、個人面談・聴取の記録、生徒指導個票、学校いじめ対策組織等の議事録、市教委に提出した報告書、教職員の手書きのメモ類、学校いじめ防止基本方針（事案発生時）、等 	<ul style="list-style-type: none"> ・5年間（卒業後から）
4	<ul style="list-style-type: none"> ①個別の重大事態の調査に係る記録 (上記3①に加えて、調査組織の記録（学校主体の調査組織の場合）、再発防止対策等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・10年間（卒業後から）

【参考】

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 平成29年3月 文部科学省

第6 調査の実施

（記録の保存）

○ 調査により把握した情報の記録は、各地方公共団体等の文書管理規則等に基づき適切に保存すること。この記録については、重大事態の調査を行う主体（第三者調査委員会等）が実施した調査の記録のほか、いじめの重大事態として取り扱う以前に法第23条第2項の調査において学校の設置者及び学校が取得、作成した記録（※）を含む。

※ 学校が定期的実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童生徒に対する聞き取り調査を行った際の記録等。教職員による手書きのメモの形式をとるものであっても、各地方公共団体等の文書管理規則の公文書（行政文書）に該当する場合があることにも留意する。

○ これらの記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上、行うこと（無断で破棄して被害児童生徒・保護者に学校に対する不信を与えたケースがある。）。また、個々の記録の保存について、被害児童生徒・保護者からの意見を踏まえ、保存期限を改めて設定することも考えられる。

「不登校重大事態に係る調査の指針」 平成28年3月 文部科学省初等中等教育局

第3 不登校重大事態発生時の措置

2 調査の実施

（3）調査の実施方法

キ 資料の保管

～ アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とすることが望ましい。

「福島市文書取扱規定」 最終改正 平成30年3月30日

別表第4 （第37条関係） 文書保存期間基準

